

令和8年5月13日

令和8年度第2回

青森市農業委員会 総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和8年5月13日（水曜日） 午後1時30分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階大ホール
3. 閉会年月日 令和8年5月13日（水曜日） 午後2時30分

#### 4. 議案

- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第8号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について  
 議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について  
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について  
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について  
 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第6号 令和7年度農地等の利用の最適化の推進に係る活動の点検・評価について

#### 5. 農業委員出席者の番号及び氏名

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 秋 谷 進    | 2 番 安 部 浩 一  | 3 番 一 戸 昭 憲  |
| 4 番 大 柳 建 秀  | 5 番 木 村 孝 芳  | 6 番 工 藤 隆 志  |
| 7 番 窪 寺 洋 志  | 8 番 齊 藤 光 朗  | 10 番 中 村 美喜雄 |
| 11 番 成 田 貴 吉 | 12 番 西 澤 清 光 | 13 番 西 塚 伸   |
| 14 番 野 口 友 子 | 18 番 安 田 昌 樹 |              |

#### 6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 9 番 澤 田 今日一  | 15 番 福 士 修 身 | 16 番 堀 内 俊 春 |
| 17 番 三 上 紘 史 | 19 番 山 田 正 樹 |              |

#### 7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 千 島 修    | 2 番 赤 田 千 草  | 7 番 山 内 洋 一  |
| 8 番 山 田 五 月  | 9 番 川 村 富 子  | 10 番 川 村 忠 則 |
| 11 番 小 泉 作 郎 | 13 番 石 川 正 光 | 15 番 野 呂 正 幸 |
| 16 番 石 村 英 康 | 17 番 猪 股 康 行 | 18 番 出 町 鉄 昭 |
| 19 番 細 川 隆 雄 |              |              |

#### 8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

|             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 3 番 福 士 博 人 | 4 番 工 藤 隆 正  | 5 番 木 立 忠 徳  |
| 6 番 風 晴 繁 雄 | 12 番 金 井 直 也 | 14 番 奈良岡 和 也 |

9. 会議に従事した職員の職氏名

|        |      |       |      |
|--------|------|-------|------|
| 事務局局長  | 船橋正明 | 事務局次長 | 白取和子 |
| 事務局分室長 | 佐藤保  | 主 幹   | 相馬康宏 |
| 主 幹    | 古田正之 | 主 幹   | 櫻田新司 |
| 主 査    | 菊池亮  |       |      |

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和8年度第2回青森市農業委員会総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

18番安田昌樹委員、1番秋谷進委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第6号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が5件、賃借権設定が10件、使用貸借権設定が3件の計18件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから6ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については労力不足又は高齢、遠隔地居住、共有持分贈与のため、譲受人については新規就農、経営規模の拡大、共有持分贈与という理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付しているA3の資料「調査書」のとおりとなります。

なお、新規就農者2件のうち、自家消費を主とした方の申請が1件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、所有権移転6ページの申請番号44番の●●●●さんは新規就農の方で、申請者が見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

皆さん初めまして。油川から来ました●●●●と申します。よろしくお願いいたします。私は、

高校卒業後に東京でサラリーマンをしておりまして、青森に帰ってきたのはつい3年程前となります。帰ってきた理由は、実家の農業をいずれは継ごうという気持ちで帰ってきました。実家では、米と野菜とリンゴを少々やっております、この3年間実家の農業を手伝いながら去年まで高田の飯塚農園の同じく米とぶどうの栽培を学んできました。今お話した通り、私、正直、農家の家に生まれたものの、農業に関してはほぼ素人という内容で、これから頑張っていかなきゃいけないという状況なんですけども、3年間農業で学んだことを活かしてこれから自分で農業を始めようと思いました。今回、申請に至った理由なんですけども、父の持つハウスが今年から苗の育苗以外に使う予定がないということだったので、飯塚農園で学んだぶどうの栽培をそのハウスを使って自分1人でまずやって、農業でご飯食べていけるように頑張りたいと思って、今回申請させていただきました。よろしくお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

審議について質問、意見のある委員は述べてください

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

1番秋谷と言います。●●●●さん、本日はご苦勞様です。3点程、お伺いします。まず、1点目です。高田の方で、栽培経験したようですが、何年くらいそこで勉強したんでしょうか。

○●●●●氏

1年3か月ほどですね。

○1番(秋谷進委員)

経験は、収穫。

○●●●●氏

収穫も経験しました。

○1番(秋谷進委員)

植える時は何で。高田の方ではぶどうどのくらいやっていましたか。

○●●●●氏

ハウスで10棟ほどやっていました。

○1番（秋谷進委員）

ハウス。

○●●●●氏

はい。

○1番（秋谷進委員）

品種はなにをつけていました。

○●●●●氏

シャインマスカットです。

○1番（秋谷進委員）

はい、2点目。動力噴霧器、親から借りる、これは、無料で。お父さんから借りるということですか。

○●●●●氏

はい、無償で借りられることになっています。

○1番（秋谷進委員）

お父さんは、どういう農業経営ですか。

○●●●●氏

家族経営でやってます。

○1番（秋谷進委員）

作物は何を。

○●●●●氏

米と。去年まではハウスでトマトときゅうり、あとはリンゴ少しやっていました。

○1番（秋谷進委員）

リンゴはやってる。

○●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

どのくらいの面積やってるんですか。

○●●●●氏

5000 坪くらいだったと思います。

○1 番（秋谷進委員）

5 本。

○●●●●氏

5000 坪なので、50 本前後くらいだったと思います。

○1 番（秋谷進委員）

5000 坪くらい。結構、広くやってるんですね。

○●●●●氏

はい。出荷は、ほぼしてなくてほしい親戚だったり、知り合いに配って、あとはジュースにしてちょっと売ってたくらいです。

○1 番（秋谷進委員）

自家消費が主な訳ですな。

○●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

今回、お父さんからお借りする動力噴霧器借りてぶどうハウスの品種は何を考えていました k。

○●●●●氏

シャインマスカットを考えていまして、もうやってます。

○1 番（秋谷進委員）

新植とかの経験はまだ。

○●●●●氏

はい。一からは、去年初めて今2年目なので。

○1 番（秋谷進委員）

そうですか。青森市にぶどう協会ってあるの存じですか。

○●●●●氏

名前だけは、詳しくはまったく。

○1 番（秋谷進委員）

技術的なことは、そこでだいが教えてくれるんですよ。農業委員会の小泉さん役員やってますので、新植で行くのであれば、ぶどう協会の方にちょっと相談してみれば、いいアドバイスくれると思いますので、その辺よろしくお願いしたい。

○●●●●氏

わかりました。あとから相談したいと思います。

○1 番（秋谷進委員）

何か、新植での一言アドバイスお願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、小泉推進委員。

○11 番（小泉作郎推進委員）

11 番、小泉作郎と申します。私も、少々量を作っておりまして、高田という場所には●●●●さんもシャインマスカットだいが作っておりまして、もしかするとそこで。

○●●●●氏

そうです。

○11 番（小泉作郎推進委員）

そうですか。●●さんも、青森市ぶどう協会の会員になっています。●●さんって2軒ありますので。私は、青森市ぶどう協会の監事をやっております、ぜひ青森市ぶどう協会に入っても



raitai to shiutte orimasu. shain maskatto wa, 1 nian ijou kensa ni itta to iu koto de areba daibu wakatteru ka to omoimasu. wa, shain maskatto, sore kara amari ima no tokoro de tsutte orimasen kedomo, aomori no gooldu hinhu kyaburu to, sutuuben ga gooldu hinhu ni natte orimasu. atama ni irete oite itadaba. sou iu no mo tsutte itte hoshii na to omoimasu. to iu no wa, wa wa kankou enon no saiki ni aru kankou enon no kaihou o yatte orimasu. to iu koto wa, ten ni kuru hito ga 「kyaburu nai no ka」 to, choudo kireteru to 「sutuuben da to dou ka」 tte iu to, 「sutuuben da to dame da」 to. kore, koin ja nakute kasei no hana ndesu yo. ijou desu.

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

はい、安部委員。

○2 番(安部浩一委員)

2 番、安部です。ちょっとお伺いします。今、借りる面積が 5000、5 反歩ですよ。

○●●●●氏

半分の。

○2 番(安部浩一委員)

計画でいくと、2 反 5 畝。残りの農地はどうされるのでしょうか。

○●●●●氏

そこに関しまして、小屋が建っておりましてその小屋の分も入っていることになりましてそこに機械だったりハウスの物を置く予定です。

○2 番(安部浩一委員)

小屋建ってたとしても、現在農地ですね。小屋も、相当大きいってことですよ。そんな大きい小屋が建っているんですか。

○●●●●氏

相当、大きいと言いますと。

○2 番(安部浩一委員)

面積でいけば、相当大きい小屋が建てることになるんですよ。

○●●●●氏

そこまで、大きくはないんですよ。市道っていうんですか、道も含まれているので。道とハウスと小屋とすべてが含まれた土地なもので、実際作付するのはハウスが建っているところだけということなんですけども。

○2番（安部浩一委員）

単純な話なんですけども、3条の全部要件を満たさないんじゃないんですか。そう思うんですけど、事務局はどうなんでしょうか。

○事務局

はい、お待たせいたしました。こちらの方ですね、全部で5000㎡なんですけども、申請上はうち2500㎡をお借りするという契約になります。

○2番（安部浩一委員）

じゃあ、この資料の数字が間違ってるってこと。

○事務局

はい。失礼いたしました。

○2番（安部浩一委員）

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

今、小泉さんから色々アドバイスあったと思うんですけども新規でやるのであれば、ぜひ加入して色んな意見を聞いて取り組んだ方がいいと思います。特に、ぶどうは永年性ですので調子悪いからって1回植えたのを取ったりすることもできないですし、そのまま行きますので新植も色んなこと聞けるかと思いますので、ぜひ頼っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

営農計画書の2枚目に書いてあるんですけど、新規就農支援事業というのは何か貰えるんですか。

○●●●●氏

新規就農支援事業は、3年間もらえることに。

○5番(木村孝芳委員)

いくら貰えるの。

○●●●●氏

年間、150万ですね。

○5番(木村孝芳委員)

そうすればですね、1年目の収入150万にってないんですか。

○●●●●氏

貰う予定ではないからです。

○5番(木村孝芳委員)

新規就農支援事業ではないってことですか。

○●●●●氏

はい。研修では、支援金いただいていましたけど研修終わり後は結構縛りが多くなってしまうので。

○5番(木村孝芳委員)

ちょっと待ってください。事務局これ間違いなんですよ。

○事務局

研修を受けるのは聞いてなかったの。

○5 番（木村孝芳委員）

資料にこういうの書かれれば3年間150万貰える考えるじゃないですか。

○事務局

そこまで、お金貰うのか、貰わないのか聞かなかったので大変申し訳ございません。

○5 番（木村孝芳委員）

ないってことなんですね。

○事務局

今、本人がないってことでしたので。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。どうも、ありがとうございます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
本案について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
次に、議案第7号を議題とします。  
事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が3件あり、内訳は所有権移転が1件、賃借権設定が1件、使用貸借権設定が1件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第7号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号2番、案内略図は①、申請筆は1筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が区画図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目が土地改良区意見書、8ページ目が土地登記簿、9ページ目から10ページ目が商業登記簿、11ページ目が地域計画変更通知、となっております。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、当該農地は、「都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められている」ところの「第一種低層住居専用地域」であるため、第3種農地と判断されます。

第3種農地の転用は、原則許可することができるため、立地基準上は転用許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

続いて「議案第7号 関係資料②」と記載された資料をご覧ください。

申請番号3番、案内略図は②、申請地は1筆、賃借人、賃貸人及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画平面図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目が土地登記簿、8ページから10ページ目が商業登記簿、11ページ目が土地選定経緯書、12ページ目が地域計画変更通知となっています。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件をも満たさない「その他の農地」と判断され、その許可基準は第2種農地と同様とされています。

第2種農地の転用は、周辺のほかの土地で事業目的を達成できると認められる場合は原則として許可できませんが、当該申請は申請者が駐車場として使用することを目的とした転用であり、周辺にある非農地及び第3種農地についても検討したものの、ほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等精査いたしまして、問題ないものと考えております。

続いて、「議案第7号 関係資料③」と記載された資料をご覧ください。

申請番号4番、案内略図は③、申請地は1筆、貸人、借人及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画平面図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目が土地登記簿、8ページ目が開発行為許可申請書、9ページ目が土地選定経緯書となっています。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、当該農地は、支所機能を有する東岳情報コーナーから概ね500m以内の範囲に位置するため、第2種農地と判断されます。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないが、当該申請は申請者が住宅用敷地とすることを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地についても検討したが、申請地のほかに住宅用敷地に供する土地がなかったことから、第2種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第8号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画は、所有権移転が合計9件で、個別の内容につきましては、8ページ以降に記載しております。

本案は、農業経営基盤強化促進法第7条農地中間管理機構の事業の特例である「農地売買等事業」であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5号の要件を満たしており、同法第18条第11号の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。資料の修正がございます。12ページの申請番号12番こちらの渡人●●様ですね、先にお亡くなりになりまして急遽取り下げという形になりましたのでこちらの方は審議対象外ということになります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
本案についてご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
次に、議案第9号を議題とします。  
事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
本案の農用地利用集積等促進計画(案)は、利用権設定が合計11件で、個別の内容につきましては、14ページから19ページに記載しております。  
これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。  
なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積等促進計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。  
それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
これより本案について審議を行います。  
審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)



○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第3号を議題とします。

事務局説明願います。

○事務局

(分室長 報告内容説明)

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が2件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第4号を議題とします。

事務局説明願います。

○事務局

(分室長 報告内容説明)

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が2件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第5号を議題とします。

事務局説明願います。

○事務局

(分室長 報告内容説明)

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が8件となっております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第6号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

報告第6号について説明させていただきます。お手元に関係資料2枚A3の大きいものをお配りしております。

右上に別紙報告第6号資料と書いたものと、別紙様式3と書いたもの2枚になります。いずれも令和7年度の活動に関する点検・評価となります。

まずは、報告第6号の資料をご覧ください。令和7年度皆様からご提出いただいた活動記録簿を集計したものになります。

横長の表が2つ上下にございます。

上の表が、全員分の集計になります。農業委員、推進委員合わせて38名の集計になります。

下の表が、農業委員会の活動に上の表の一部を加えて、国へ報告する様式となっております。

続きまして、2枚目別紙様式3を御覧ください。こちらは、委員ご自身の集計になります。

上の一番大きな表がご提出していただいた活動記録簿の集計表です。最適化活動の実施状況と

してまとめております。

次に、中ほど左にいきまして、(2)の①成果目標の達成状況ということになります。

こちらは、青森市全体で新規参入などのパーセンテージを出しまして、それを委員ごとに案分しておりますので、パーセンテージは皆様同じものが入っております。その、右隣の②自己の点検・評価というところも①の点検・評価を文章にしたものですので、皆様同じ文章になっているかと思えます。

最後に左下、2農業委員会による点検・評価となります。こちらの、全体としての標語は主に活動日数を反映して委員ごとに異なる文言が入っております。

こちらは、国の基準で文言が定められており、活動実績に基づいて記載をしております。

説明は以上になります。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまの事務局からの報告について、皆さんから何かございますか。

○各委員

(意見なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、報告は以上となります。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

- ・東青大会の要望とスローガンについて
- ・タブレットの運用基準について
- ・農地パトロールの予定表について
- ・県外視察のアンケートについて

○事務局

今回の総会は、6月10日(水)午後1時30分から、場所は「柳川庁舎 2階大会議室」での開催となりますので、お間違えないよう、よろしくお願いします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

これをもちまして、令和8年度第2回青森市農業委員会総会を閉会いたします。